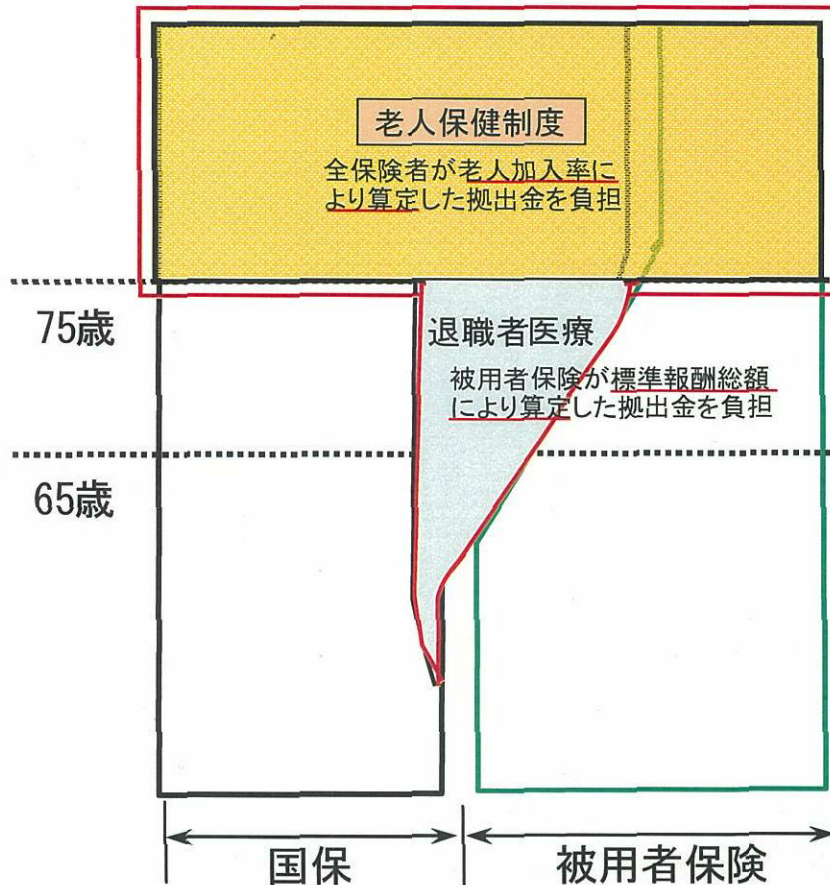


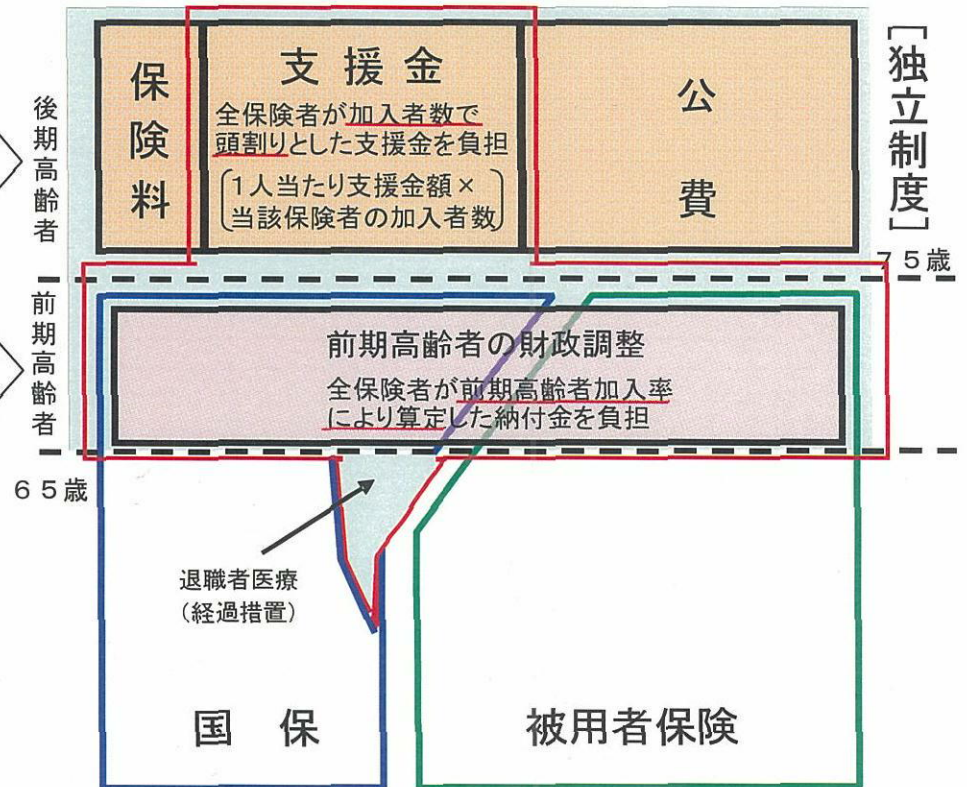
新たな高齢者医療制度の仕組み

- 75歳以上の後期高齢者については、老人保健制度を廃止し、独立した医療制度を創設。
- 65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設し、従来の退職者医療制度を廃止。

<老人保健法>



<高齢者の医療の確保に関する法律>



※ 平成26年度までの間に65歳未満の退職者(被用者保険に20年以上加入)となる者については、引き続き退職者医療制度の対象者とする経過措置が講じられている。